

令和6年5月23日

自由民主党政務調査会
金融調査会

序文

新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類に移行し、社会経済活動は正常化に向かう一方で、依然として続くウクライナ情勢や、円安等の影響を受けた物価高騰、更には人手不足等により、中小・小規模事業者をはじめとする我が国の事業者は厳しい状況に置かれている。民間調査によれば、昨年度の企業倒産の件数は、9年ぶりに9,000件を超え、今後の増加も見込まれる中、先を見据えた事業者支援の必要性は一層高まる状況にある。

岸田政権が掲げる「新しい資本主義」では、社会課題を成長のエンジンへと転換し、成長と分配の好循環を実現することで、持続的な成長へとつなげていくことを目指しており、特に金融においては、資産運用立国の実現を目指して、幅広い取組みが着実に進展している。

また、この1年を振り返れば、本年3月には、日経平均株価が初の40,000円台を記録するとともに、日本銀行はマイナス金利政策を解除するなど、長らく苦しんだデフレからの完全脱却に向けて、我が国経済は着実に歩んでいるといえよう。足下では、物価上昇を上回る賃上げの機運も高まっている。

一方で、例えば、損害保険業界では、社会的信頼を根本から揺るがしかねない事案が続けて発生するとともに、資金決済システムでは、全銀システムにおいて稼働から50年以上が経過する中で初めて顧客に影響が及ぶ障害が発生するなど、金融分野における課題も見られた。

本調査会では、従来から、社会経済情勢等を受けて金融面から取り組むべき課題や、政権の掲げる課題に対し、丁寧な議論を重ねて政策を作り上げ、政府に対して適時に具体的な施策の提言を行ってきた。この1年においても、こうした基本姿勢の下で、金融を取り巻く政策課題について幅広く議論を進め、その際には、財務金融部会等との合同での議論や、小委員会・PTを活用し、第一線で活躍される有識者等を講師に招いたうえで議論を重ねるなど、機を逸することなく取り組んできた。

以下では、本調査会・小委員会・PTでのこれまでの議論を踏まえ、政府において、今後、骨太の方針や新しい資本主義実行計画等に盛り込むべき施策について提言を行う。このほか、昨年(2023年)の本調査会の提言以降、その時々で政府に対する提言等も行っており、それらを巻末に添付する。

なお、金融・経済を巡る環境の変化は速く、目の行き届きにくい領域も含め、これに対応した政策が不断に求められることに鑑みれば、本調査会では、国内外を問わず世の動向について感度を高く注視し、今後も必要な議論を継続的に進めていく。

1. 総論・調査会本体

1-1. 事業者支援に関する金融機関の取組み

① これまでの取組みと成果

本年4月にゼロゼロ融資の返済開始の最後のピークを迎えた中、事業者支援を徹底する観点から、事業者の資金繰り支援にとどまることなく、一歩先を見据えて、事業者の実情に応じた経営改善・事業再生支援等に取り組む新しい段階へと移行していく必要がある。

本調査会では、昨年(2023年)8月、政府に対して「事業者支援の更なる徹底に向けた申入れ」を行った(別添1参照)。これを受け、政府において、日本政策金融公庫等のコロナ資本金劣後ローンの限度額を引き上げるとともに、期限の延長や運用見直しが行われた。また、問題を先送りせず、金融機関による経営改善・事業再生支援等の一層の推進を図る観点から、金融庁において「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の改正が行われた。

また、本調査会では、本年3月、「新たな段階の事業者支援の推進に関する提言」を取りまとめ、政府に対して、地域を支える事業者の資金繰りにも最大限留意しつつ、経営改善・事業再生支援等の強化に向けた取組みを求めてきた(別添2参照)。加えて、本年1月に発生した能登半島地震からの復興・再建支援に万全を期すべく、いわゆる二重債務問題に対応する官民ファンドの組成・活用により、既往債務に係る債権買取や出資等を行うことで、官民一体で被災事業者の支援を徹底すること等を求めた。これを受け、地域経済活性化支援機構(REVIC)と中小企業基盤整備機構が、石川県や地域金融機関等と共同で総額100億円の「能登半島地震復興支援ファンド」を設立した。

② 今後に向けて

政府においては、引き続き、事業者支援を徹底する観点から、官民金融機関に対して、様々な支援ツールを最大限活用し、資金繰り支援にとどまらず、事業者の現状だけでなく状況の変化の兆候を把握し、一歩先を見据えた経営改善・事業再生支援等を促すべきである。

また、政府においては、経済・事業環境が激しく変化する中において、事業者の成長力や生産性の向上を支える金融機関のコンサルティング機能の更なる発揮に向けた取組みを促すべきである。例えば、事業者への経営支援強化の一環として、M&Aのマッチング支援や経営者保証解除に向けたアドバイス等に積極的に取り組むよう促すべきである。

本調査会としても、引き続き、被災地の状況にも留意しつつ、事業者のニーズを踏まえながら、実態を感度高く注視し、必要な対応の検討も含め、適時に対応していく。

1-2. 本調査会において取り上げたその他の論点

1-2-1. 事業性融資の推進

本調査会では、これまでも、スタートアップ等が、不動産等の有形資産担保や経営者保証がなくとも、事業全体を担保に金融機関から成長資金を調達できる制度の早期実現を提言してきた。そうした提言も踏まえ、昨年（2023年）12月、「事業性に着目した融資の推進に関する業務の基本方針」が閣議決定され、この方針に基づき、本年3月、無形資産を含む事業全体を担保とする企業価値担保権の創設等を定めた「事業性融資の推進等に関する法律案」が閣議決定・国会提出された。

本調査会でも、財務金融部会と合同で、基本方針の報告を受けるとともに、法案審査を進めてきた。政府においては、本法案で創設される企業価値担保権が活用され、事業性融資が推進されるよう、同法案の早期の成立と円滑な施行に向けた取組みを求めたい。また、金融業界を含む関係団体においても、引き続き、積極的な貢献を期待したい。

1-2-2. 金融政策の転換と対応

本年3月、日本銀行において、2016年から続いてきたマイナス金利政策の解除が決定された。我が国の金融政策は転換期を迎えたが、日本銀行は、4月時点の経済・物価見通しが実現し、基調的な物価上昇率が上昇していくとすれば、金融緩和度合いを調整していくことになるが、当面、緩和的な金融環境が継続する、との見方を示しており、IMFも、短期政策金利の追加利上げは段階的なペースで進められるべきであると指摘している。我が国経済が金利のある世界に回帰する中で、経済・金融環境の変化が金融機関や金融市場に与える影響や借り手へ与える影響等の実態について感度高く注視しつつ、金融機関の経営管理やリスク管理態勢を注意深くモニタリングしていく必要がある。

政府においては、こうした観点から、引き続き日本銀行との緊密な連携を求めたい。

1-2-3. 損害保険会社を巡る事案と対応

損害保険業を巡っては、昨年（2023年）、保険金不正請求や保険料調整行為の事案の問題が表面化し、損害保険の社会的信頼を根本から揺るがしかねない事態となった。こうした事案が起こったことは、大変遺憾であり、二度と同様の事案を起こさないように取り組む必要がある。

政府においては、現在、これらの事案を受け、制度・監督における必要な対応の検討が進められている。本調査会としては、損害保険業界に対する国民の信頼を早急に回復し、適正な競争が行われる保険市場を実現する観点から、政府及び損害保険業界に対し、抜本的かつ構造的な対応を求めるとともに、引き続き、検討状況をフォローしていく。

1-2-4. SNS上の投資勧誘詐欺等への対応

昨今、SNS上で著名人の画像を無断で利用し、架空の投資に勧誘する詐欺による被害が急増し、問題となっている。本調査会では、デジタル社会推進本部、消費者問題調査会、情報通信戦略調査会と合同で、著名人からヒアリングを行うとともに、実態を踏まえ、関係省庁による対策が急務であることを確認した。それから間もない本年4月、岸田総理から、本年6月を目途にSNS上の投資勧誘詐欺等の犯罪に対処するための総合的な対策プランを策定する方針が示された。

新NISAが始まり、国民の資産形成への機運が高まる中、安心・安全な投資環境の整備が不可欠であるが、政府においては、実効性のあるプランの策定を求めたい。また、金融庁等において、十分な相談態勢を整備すべきである。

1-2-5. 国際的な議論への貢献

昨年（2023年）11月に日本で初めて開催された保険監督者国際機構（IAIS）年次総会・年次コンファレンスでは、国際的な資本基準や自然災害に係るプロテクションギャップといった我が国にとって重要な課題が議論されたほか、金融庁 有泉 秀 金融国際審議官が、日本からは初となる執行委員会議長に就任している。また、この他の国際機関においても、金融庁職員が重要なポストを獲得している。

保険監督者国際機構（IAIS）のほか、金融安定理事会（FSB）やバーゼル銀行監督委員会（BCBS）といった国際的な議論の場においては、例えば気候関連金融リスクやデジタル技術の活用に伴うリスクへの対応といった新たな課題も含め、我が国の金融や産業にとっても重要な議論がなされている。

引き続き、政府においては、議長職といった主要なポスト獲得を含め、我が国の国益に資するよう、国際的な議論に積極的に貢献すべきである。

1-2-6. 金融行政の体制充実

近年の金融分野における行政課題は多岐にわたり、これに応じて、本調査会でも様々な課題について提言を行い、また政府の取組みを後押ししてきたところである。昨年（2023年）11月には、本調査会としても、財務金融部会と合同で、地域における金融行政実施の体制充実に向けた申入れを行った（別添3参照）。

今後も、政府では、定員合理化計画の策定実施や毎年の機構・定員要求査定が行われていくが、全国各地に金融行政上の取組みが行き渡るよう、機構・定員に関して金融庁及び財務局の体制を充実させるべきである。

2. 企業会計に関する小委員会

2-1. サステナビリティ情報の開示と保証

① これまでの取組みと成果

2023年3月期から有価証券報告書における開示が開始されたサステナビリティ情報は、企業の経営判断に影響を与えるものであり、投資家が経営に与えるリスクを測るものとして極めて重要な情報である。

グローバルに展開する我が国企業にとって、サステナビリティ情報の開示について国際的な比較可能性を確保することは、投資家からの評価に繋がるとともに、実務負担の観点からも望ましい。本小委員会では、これまで国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）の基準策定に向けて、戦略的な意見発信を求めてきた。そうした中、昨年（2023年）6月、ISSBの国際基準が最終化された。これを受け、国内においても、サステナビリティ基準委員会（SSBJ）が、本年3月29日に国内基準の公開草案を公表した。この間、国内基準は国際基準と同等であることが望ましいとの観点等から、本小委員会でも精力的に議論を行ってきた。

② 今後に向けて

本小委員会では、公開草案として本年3月29日に公表されたSSBJ基準が、国際基準であるISSB基準と同等の内容であることを歓迎したい。そのうえで、引き続き、国際的なベースラインとなる基準と機能的に同等なサステナビリティ情報の開示基準となるよう、公開草案の最終化に向けた状況を注視していく。

また、ISSBにおける次のアジェンダが本年夏にも決まることが見込まれる中で、政府とSSBJを含めた民間関係者が連携し、真に市場参加者が企業価値の中長期的評価において必要とする情報であるかとの視点に基づき、企業負担にも配慮しつつ、日本企業の取組みが適切に評価されるように、より一層戦略的な国際的な意見発信を求めたい。

サステナビリティ情報の開示基準が適用される時期や範囲については、諸外国における導入の状況を踏まえつつ、プライム全上場企業への適用を早期に行う道筋を示すべきである。

同時に、サステナビリティ情報の信頼性の確保も重要な課題である。政府においては、民間関係者と連携し、諸外国の状況も踏まえながら、①保証の範囲や水準のあり方、②保証業務提供者のリソース確保や人材育成への対応、③開示と保証の責任のあり方のほか、職業にとらわれない保証制度（profession-agnostic）や財務報告とのコネクティビティのあり方などについて、検討していくべきである。

また、非財務情報における定量的指標の正確な把握手法とスピーディーな開示、及びスコップ3におけるセーフハーバーの設定の必要性など、企業との対話を通じて政府においても必要な課題解決に向けた取組みを進めるべきである。

さらに、有価証券報告書における女性管理職比率、男女賃金格差、男性育児休業取得率等の女性活躍に関する指標のみならず、企業の経営力の強化の視点から世代を含めた多様な要素に関する更なる開示の充実を促していくことが重要である。また、2025年を目途に女性役員を1名以上かつ女性役員比率19%以上、2030年までに女性役員の比率を30%以上とするという目標設定を受け、プライム上場企業は着実に取組みを進めるべきである。

2-2. コーポレートガバナンス改革の実質化に向けた更なる取組み

① これまでの取組みと成果

岸田政権の掲げる「新しい資本主義」を推し進めるためには、日本の資本市場の魅力を高め、「成長と分配の好循環」を実現することが肝要である。このような好循環を生み出すため、企業の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けて、企業と投資家との対話や、企業と投資家における自律的な意識改革を促進していくことが重要である。

こうした観点から、本小委員会では、コーポレートガバナンス改革の趣旨に沿った実質的な対応をより一層進展させるため、形式的な体制の整備ではない真の改革が進むよう議論し、政府においては、昨年（2023年）4月、「コーポレートガバナンス改革の実質化に向けたアクション・プログラム」が策定されるとともに、本調査会としても、同プログラムに盛り込まれ施策を着実に実行に移すことを求めてきた。このような取組みは、一朝一夕に変化が見られるものではないが、日本の資本市場の魅力は高まってきていると言えよう。

また、企業と投資家との対話の促進に向けては、昨今の事案や諸外国の例も踏まえ、大量保有報告制度や公開買付制度を見直す「金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律案」が作成され、本年3月に閣議決定・国会提出し、本年5月に同法律が成立した。その過程では、本調査会としても、財務金融部会と合同で審議を進めてきた。今後、同法律の円滑な施行に向け、本調査会としてもフォローしていく。

② 今後に向けて

「コーポレートガバナンス改革の実質化に向けたアクション・プログラム」を踏まえ、様々な取組みを進めてきたが、中長期的な企業価値向上に向け、引き続き着実に具体的に実践していくとともに、一層の改革の実質化を進める必要がある。

政府においては、金融庁が中心となり、関係省庁と連携し、企業における有価証券報告書の開示と株主総会の開催のタイミングや関連する実務等について実態把握を進め、関連する課題の抽出と必要な環境整備に向けた方策について検討すべきである。

また、協働エンゲージメントの促進や実質株主の透明性確保を含めた対話の促進に向け、投資家の行動原則であるスチュワードシップ・コードの見直しを検討すべきである。

特にプライム市場は、グローバルな市場との対話を通じて企業価値を向上させる強い意思を有する企業が上場する市場との趣旨で形成されたものである。その趣旨に鑑み、特にプライム市場においては実質的な流動性を諸外国と比較して遜色ないものとすべきであり、例えば、政策保有株式については、資本効率の低下や議決権の空洞化を招くおそれが引き続き指摘されていることから、企業に対し、保有の合理性についての検証を尽くすよう強く促すべきである。

加えて、親子上場は、国際的に見ても例外的な事象であり、少数株主保護の観点からも問題があると指摘されている。企業に積極的な情報開示を促すインセンティブとしてのマーケットとの対話を通じた資金調達コストの低減、その対話の基盤的インフラとしての監査を充実させるためにも、これらの課題解決は極めて重要であり、東証の取組みを注視すべきである。

さらに、特に企業の情報開示及び監査の観点から、上場企業の増加や監査業務の高度化・多様化に伴い監査法人のキャパシティが追い付かないという問題が生じる可能性がある。各企業や監査法人にかかる負担、作業の煩雑さやコスト、加えて将来的に上場企業の「監査難民」の可能性すら指摘される状況を考えれば、監査法人がキャパシティビルディングに取り組むなど、何らかの対応が早急に必要である。また、市場サイドでは、特にプライム市場については、世界中の投資家と適切なコミュニケーションを行い、広く資金調達を行う「開かれた経営」が行われるべき企業のみが上場される場との認識が適切であり、厳格かつ適切な選定及び新陳代謝が行われる枠組みを念頭に置くべきである。

プライム市場上場企業に対する決算情報や適時開示情報については、本小委員会としても、英文開示を行うこと自体が目的ではなく、適時開示の充実と合わせ、マーケットと対話するためのツールであることに留意しつつ、英文開示の義務付けの動きを後押ししていく。政府と東証においては、今後、プライム市場上場企業としてふさわしい投資家との対話を促進する施策のあり方について検討すべきである。

2-3. 企業による情報開示の充実

① これまでの取組みと成果

昨年（2023年）11月に成立した「金融商品取引法等の一部を改正する法律」により、本年4月より、四半期報告書が廃止された。一昨年（2022年）の本小委員会では、四半期開示のあり方・適時開示のあり方について検討を重ね、四半期決算短信と四半期報告書を「一本化」するための見直し等を提言してきた。この間の関係者に尽力に敬意を表したい。本小委員会では、四半期報告書の廃止に当たり、改めて今後の課題を確認するなどの議論を行った。

② 今後に向けて

四半期開示の見直しは、適時開示をはじめとする企業サイドの積極的な情報開示が大前提であり、海外投資家から、日本企業の開示が後退したと受け止められないように留意する必要がある。特に、適時開示については、コロナやロシア・ウクライナの戦争時に十分な開示がなされなかったことを踏まえ、早急にその充実を図るべきである。

さらに、日本企業において、株式市場が閉じる15時以降に重要情報の発表を行う例が非常に多く、海外の市場における取引などで東京市場が開くタイミングではもはや取引が一巡してしまっているような状況も散見されるとの指摘もある。市場との対話を適切に実施し、広く投資家から資金を調達するという本体の趣旨に鑑みれば、投資家が重要情報を十分に理解した上で投資判断を行うことが重要である。この点も踏まえ、東証は、9時前もしくは昼休み中に主要情報の開示を行うなど、適時に適切な情報開示を促進するような環境整備を進めるべきである。

3. 資産運用立国PT

3-1. 資産運用立国の実現に向けた更なる取組み

① これまでの取組みと成果

・ 資産運用立国の実現に向けた取組み

岸田政権の掲げる「新しい資本主義」では、成長と分配の好循環を目指し、一昨年（2022年）11月、「資産所得倍増プラン」を策定した。同プランに基づき、NISA（少額非課税投資制度）の抜本的な拡充・恒久化等が行われたほか、昨年（2023年）11月には、「金融商品取引法等の一部を改正する法律」が成立し、金融機関による顧客本位の業務運営の確保を推進すべく、金融サービスの顧客や年金加入者の最善の利益を勘案しつつ、金融機関等が誠実かつ公正に業務を遂行すべきである旨の義務が規定された。

従前、資産所得倍増・金融市場PTにおいて、取引所の市場区分の見直しやスタートアップ支援も含め、様々な観点からの施策を提言し、政府においては、これを踏まえた取組みが進められてきた。中でも、資産運用会社やアセットオーナー等の機能発揮等を含む同PTの提言と軌を一にし、政府では資産運用立国に向けた取組みが進められることとなった。昨年（2023年）秋には、資産所得倍増・金融市場PTを資産運用立国PTに改組し、政府が同年12月に取りまとめた「資産運用立国実現プラン」に向けて、議論を積み重ねた。その間、政府においては、海外金融事業者を集中的に日本に招致する「Japan Weeks」（同年9月25日～10月6日）を初開催するなど、情報発信や海外関係者の意見収集にも取り組んできた。

本年1月からは新NISAが開始され、新規開設口座数や運用額は、好スタートを切ったと言えよう。今後は「資産運用立国実現プラン」に盛り込まれた施策を着実に推進することはもちろんであるが、インベストメントチェーンの全体を俯瞰しながら、更に検討を深めるべき事項がないかといった観点に立ち、本PTでは重点的に議論を行った。

また、昨年（2023年）11月に成立した「金融商品取引法等の一部を改正する法律」で政府において定めることとされている「国民の安定的な資産形成の支援に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」が、本年3月に閣議決定された。その過程では、本調査会としても、財務金融部会と合同で、この基本方針の審議を行った。

なお、政府においては、資産運用立国の実現に向けて、資産運用の高度化・多様化による家計を含む投資家へのリターン向上やスタートアップの活性化を図るため、投資運用業者の参入促進や非上場有価証券の流通活性化に関する施策を盛り込んだ「金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律案」が本年3月に閣議決定・国会提出され、本年5月に同法律が成立した。その過程では、本調査会としても、財務金融部会と合同で審議を進めてきた。今後、同法律の円滑な施行に向け、本調査会としてもフォローしていく。

・ 市場の魅力向上に向けた取引所の取組み

東京証券取引所（東証）は、一昨年（2022年）4月に行われた市場区分の見直し後、上場企業の持続的な成長と中長期的な企業価値向上を支えていく観点から、そのフォローアップに取り組んできた。その一環として、東証は、昨年（2023年）3月、プライム・スタンダード市場の上場企業に対して、PBRなどの市場評価やROEなどの資本

収益性等を意識した経営の実現に向けた対応を要請した。それにより、企業価値の向上に向けた上場企業と投資家との対話が進み、国内外からの日本の金融市場に対する期待も高まっている。本年2月、日経平均株価が34年前のバブル期に記録した最高値を更新したことは、その表れとも言え、こうした流れをより継続的なものとするよう、東証は、要請に基づき取組みを開示している企業のリストや上場企業による取組事例の公表などを開始した。

グロース市場については、市場区分の見直しにおいて、高い成長可能性を有する企業向けの市場として設けられたが、高い成長性を実現できている企業は多くない。このため、東証は、グロース市場の上場会社経営者や関係者（国内外のベンチャーキャピタル（VC）やアナリスト等）へヒアリング等を行い、上場時、上場後の具体的な課題の洗い出しを行ってきた。

市場区分見直しに関しては、見直し後も、上場維持基準に満たない企業であっても、上場維持が認められる経過措置が導入されているが、この経過措置は、来年（2025年）3月以降に順次終了することとされた。東証は、昨年（2023年）9月まで、プライム市場上場会社に対して無審査でのスタンダード市場への移行の機会を提供するなど、円滑な終了となるよう努めてきた。なお、見直し後も、新規上場企業数が上場廃止企業数を上回っているため、全体の上場企業数は増加しているものの、スタンダード市場への移行などにより、プライム市場上場会社の数は、見直し時点から減少している。

また、上場企業が成長すると同時に、その果実に個人投資家もアクセスしやすくする観点から、個人投資家が投資しやすい環境整備を図ることも重要である。東証は、投資単位が高い株式について、これまで累次の働きかけを行ってきたことに加え、一昨年（2022年）10月の要請により、株式分割による投資単位の引下げを促している。こうした働きかけもあり、要請以降、260社を超える上場企業が株式分割の決議を行ってきた。

さらに、国内外の機関投資家や個人投資家の投資資金の呼び込みのためには、個別銘柄への投資に加え、投資判断の一助となる適切なインデックスの存在は極めて重要である。日本取引所グループ等において、市場評価や資本収益性に着目した指数（JPXプライム150指数）、ESGスコア等の非財務情報に着目した指数など、様々な要素で企業を選定する新たな指数の開発が行われている。また、幅広い上場企業の成長を通じたリターンを享受する観点から、日本株の代表的な指数であるTOPIX（東証株価指数）の機能向上を図ることも重要であり、日本取引所グループでは、市場区分の見直しを受け、その時点でTOPIX構成銘柄であった銘柄のうち、流通時価総額が100億円未満の銘柄を段階的に除外する見直しを進めている。

② 今後に向けて

（i）資産運用会社の競争力強化

国際金融センター日本に相応しく世界の資産運用会社と質・量ともに伍していけるプレーヤーの育成を目指すため、資産運用立国実現プランを踏まえ、資産運用業が、金融業の中で銀行・保険・証券に並ぶ第4の柱として、インベストメントチェーンを牽引する業界となるよう全力を挙げるべきである。そして、アジアを始めとした海外のリスクマネーの獲得に向けて、グローバルな展開が可能となるよう、我が国の資産運用会社がグローバルな競争力を備えなければならない。

今後、後述のアセットオーナー・プリンシプル等により、アセットオーナーからリスクマネーの供給強化が図られるとともに、旧来型の母体企業との取引関係を勘案した運用委託先の選択といった構造も見直され、資産運用会社間で運用力の向上に向けた競争が働くことが必要である。また、新 NISA 等により家計の新規運用マネーが運用業界に入ってくる中、資産運用会社の競争環境も強くなる。

こうした中、今後の具体的な対応として、

- ・金融庁において、銀行・保険・証券の監督担当課に並ぶ資産運用担当部署を設置し、行政組織として資産運用業の位置づけを重要視していることの見える化を図る
- ・資産運用業の発展に向けて、必要な監督指針の改正を行う
- ・投資信託協会と投資顧問業協会の統合による新しい資産運用業の協会を立ち上げて、業界機能の強化を図る

といった取組みにより、業界の発展を継続して強力に推進すべきである。

また、例えば、一部の大手金融グループが運用残高を大幅増加させることを目指す目標を定めるなど、大手金融グループによる大胆な資金供給・体制強化を含む運用力向上プランが実行されつつある。一方で、具体性に欠けるプランも散見されることから、より実効的な取組みが行われるよう、フォローアップする必要がある。各金融グループが公表したプランの PDCA をしっかりと回し、将来の目標とする姿を実現させなければならない。

さらに、資産運用立国実現プランに盛り込まれた、新興運用業者促進プログラム（EMP）による新興運用業者へのシードマネーの供給や、アウトソーシング等の規制緩和による参入促進・内部管理部門のコスト削減、投資信託の基準価額の二重計算の慣行の見直しも含め、資産運用業界の発展のため全方位の取組みを推進すべきである。そして、顧客本位の業務運営の確保の観点から、資産運用会社による適切な商品組成と管理、透明性の確保等を後押しするため、プロダクトガバナンスに関するプリンシプルを策定し、資産運用会社の品質管理のガバナンス体制の確立を図っていくべきである。また、金融商品の販売会社に関しては、販売時に適合性の原則の徹底を含めた顧客本位の業務運営の確保を図るとともに、販売後のフォローアップについて、特に、NISA における「長期・積立・分散投資」等を行っている初心者を含め、それぞれの投資家の状況等を踏まえ、より丁寧な対応を行うことを促すべきである。

（ii）アセットオーナーシップの改革

家計の金融資産を預かるアセットオーナーは、受益者等の最善の利益を追求し、受益者等に適切な運用の成果をもたらす責任を果たしていく上で、運用力を高度化していくことが求められている。これに資するよう、アセットオーナーに共通して求められる役割に関するプリンシプルを本年夏を目途に策定すべきである。また、策定後には、アセットオーナーによる賛同が進むよう、各アセットオーナーを所管する各省庁において周知を行うべきである。特に GPIF・共済組合連合会などの主要な公的アセットオーナーは賛同することを強く期待する。また、これらの公的なアセットオーナーについては、受益者に対する責任と市場等の発展について求められる役割を果たすため、運用対象資産の多様化の推進やスチュワードシップ活動への取組み、運用担当責任者（CIO）の設置を含めた専門人材の登用・育成等を盛り込んだ取組方針を策定・公表すべきである。

アセットオーナーのうち、企業年金は、公的年金の上乗せの給付を保障し、高齢期により豊かな生活を送るための制度として重要な役割を果たしている。加えて、企業

年金も賃金の一部であると考えれば、「人への投資」の観点からも、運用力の向上に向けた取組みを進めていくことが重要である。確定給付企業年金（DB）については、運用力を重視して運用委託先を選定するなどにより運用力を向上させられるよう、必要な方策を講じるとともに、小規模な確定給付企業年金（DB）が効率的な運用を行えるよう、企業年金連合会による共同運用の選択肢の拡大について早期の実施に努めるべきである。また、運用状況等を他社と比較できる形で見える化（情報開示）する方策について、策定予定のアセットオーナー・プリンシプルを踏まえながら、しっかりと実施していくことが求められる。

企業型確定拠出年金（DC）については、従業員個人が運用を行うところ、現状では、元本確保型のみで運用している加入者が約3割となっている。運営を受託している運営管理機関、事業主、加入者本人の各段階において、運用の方法の適切な選択がなされるよう、指定運用方法や運用商品の構成等に係る情報の見える化（情報開示）、継続投資教育、取組事例の横展開等の取組みを促進するなどの方策を進めていくべきである。

金融庁は、確定給付企業年金（DB）及び企業型確定拠出年金（DC）をはじめとするアセットオーナーの運用を支える金融機関に対するモニタリング態勢を整え、適切にモニタリングを行い、必要に応じて改善を求めていくべきである。

年末にかけて議論される予定の年金改革の中で、個人型確定拠出年金（iDeCo）については、加入可能年齢の上限の引上げのみならず、資産形成の必要性に応じた拠出限度額の大幅な拡充、NISAの普及も踏まえた制度の分かりやすさや加入者の手続きの簡素化等の利便性向上を追求するなど、大胆な改革を求めたい。加えて、iDeCoをはじめとする私的年金の更なる周知・普及促進に向けて、年金教育の関係者が金融経済教育推進機構（J-FLEC）に参画することを含め、しっかりと広報活動を展開していくべきである。

（iii）金融・資産運用特区の推進

日本のマーケットの魅力を高めて、金融サービスや資産運用セクターの発展を実現していくためには、資産運用業の改革にとどまらず、金融・資産運用サービスにとって魅力的なビジネス・生活環境を整備し、当該サービスを特定の地域に集積させるとともに、資金の提供者たる金融・資産運用会社が、地域の産業や企業を振興・育成していくことが重要である。

一部の自治体では、従来より、国際金融都市の実現に向けた取組みに加えて、地域の成長産業（スタートアップ、GX等）の振興・育成等に積極的に取り組んでいる。こうした地域の取組みを後押ししていく観点から、政府においては、国の施策と地域の先導的な取組みとを一体的に推進すべく、意欲ある自治体と協働しながら、金融・資産運用特区の創設に向けて検討を進めていくべきである。

その際、金融・資産運用特区では、地域の発展に向けて金融機能がより一層効果を発揮するよう、例えば、

- ・金融・資産運用会社が、地域の産業や企業に成長資金をより提供しやすい環境を整備すること
- ・金融・資産運用会社と地域の産業や企業を円滑に結び付けるなど地域内の市場機能を強化すること
- ・海外の資産運用会社・金融人材に対して、行政手続きの英語対応やワンストップ化を進めること等を通じて、ビジネス・生活を行いやすい環境を整備すること

など、地域のエコシステム全体を俯瞰した幅広い観点から、取組みを推進していくべきである。

こうした点を踏まえ、政府においては、金融庁を中心に、関係省庁や意欲ある自治体と連携しながら、本年6月を目途に、金融・資産運用特区の対象地域や国や地域の具体的な取組みを盛り込んだパッケージを策定し、各施策の実現に向けて着実に検討を進めていくべきである。また、本パッケージで掲げられる施策にとどまらず、国内外からの資金調達環境等を整備・強化する観点から、取組みを継続的にブラッシュアップしていくよう、引き続き、国と地域が連携していくべきである。

このほか、「新しい資本主義」に向けて一層魅力ある金融環境を実現するために、新しい資本主義の下における社会課題の解決（GX等）と経済成長の両立を実現する、持続的な資金調達のための環境整備をさらに進める必要がある。このため、海外及び国内の投資家からの様々な投資資金をこうした社会課題解決に一層取り込み、家計等がこうした投資の果実をリスクに応じて持続的に享受することを可能とするための資金調達の枠組みについて、官民の連携の下、検討していくべきである。

（iv）スタートアップエコシステムの改善

我が国経済の持続的成長のためには、スタートアップの育成が不可欠であり、リスクを取れる主体の資金がスタートアップに向かう流れを強化していく必要がある。

資金の出し手については、前述のとおり、アセットオーナー・プリンシプルを策定し、運用商品の多様化を進めていく中で、スタートアップ投資も加速化していることが期待されるほか、大手金融グループの運用力向上プランによりスタートアップ向けの投資も含めた資金供給の拡大を表明している中、積極的な取組みが実行に移されるようフォローしていくことが重要である。

また、アセットオーナーからの資金の受け手への対応としては、リスクを取れるプロの投資家の質と量の拡大や投資機会の拡充を図っていくことが重要である。

そのためには、

- ・スタートアップへの主要な投資家であるVCについて、広く機関投資家からの出資が受けられるよう、受託者責任を果たすための体制整備、利益相反管理等のガバナンス、公正価値評価による情報提供の促進、投資先の経営支援等を促す観点から、VCプリンシプル（仮称）を策定し、VC業界の底上げを図る
- ・投資信託について、本年2月に非上場株式組入れの枠組みが整備されたところ、運用業界における、非上場株式を組み入れる投資信託の組成に向けた取組みを推進する

といった対応をとるべきである。

一方、分析能力や資産が十分でない一般投資家の投資に関しては、投資詐欺の防止や適切な投資判断の確保が可能となる環境の観点から、証券会社等による適合性原則の遵守とともに、投資家に対する一定の信頼性のある情報開示が重要であることから慎重に対応すべきである。

もっとも、開示に要する企業のコストや取引の円滑化等にも配慮すべきであり、米国の制度も参考に、一般投資家・特定投資家に対する募集・私募制度のあり方について、スタートアップの具体的な資金ニーズや投資家保護を踏まえつつ、更に検討を進めるべきである。

さらに、投資者保護の原則のもとで、以下の一般投資家による投資の拡大の可能性について、検討すべきである。

- ・株主コミュニティについて、その参加勧誘が可能な範囲を拡大する
- ・株式投資型クラウドファンディングについて、企業の発行総額上限の拡充や投資家の投資上限の柔軟化を図るとともに、株主を集約するファンドを介したシンジケート型の組成が容易となるよう、その体制整備等の負担を軽減する。それに併せ、クラウドファンディングに係る自主規制も全体として整合性が確保されるようにする
- ・証券会社による非上場株式の勧誘については、原則禁止とされているところ、その規則のあり方に関する議論を深める

前述の対応に加え、スタートアップエコシステムの改善のためには、スタートアップが最適なタイミングで上場できるようにし、その後も成長軌道に乗せていくことが重要であり、そのための施策として、

- ・VC や役職員の換金ニーズに応える手段として、スタートアップの上場以外の選択肢を拡大する観点から、非上場株式のセカンダリーマーケットを創出する
- ・スタートアップのいわゆる小粒上場の慣行を是正し、上場後も含めたスタートアップの経営支援が進むよう、VC プリンシプル（仮称）の策定を通じて、VC 業界の取組みを促していく
- ・東証のグロース市場に関して、小粒上場後に成長が停滞する企業が多い状況を踏まえ、グロース市場の中長期的な機能強化に向け、東証において上場維持基準等について検討する

等の取組みを進めていくべきである。

特に、非上場株式のセカンダリーマーケットに関しては、第一種金融商品取引業の登録要件や私設取引システム（PTS）の参入要件等を緩和することを盛り込んだ「金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律案」が本年3月に閣議決定・国会提出され、本年5月に同法律が成立したところであり、下位法令等の整備を行う際には、投資者保護と取引活性化の観点で適切な枠組みとなるように検討を進めるべきである。また、スタートアップの従業員に換価手段を提供し、採用力の強化につなげる観点から、下位法令の検討にあたっては、登録要件等を緩和された事業者が仲介業務を行うことができる対象として、投資者保護に十分に留意しつつ、発行企業に関する情報・リスク等を把握できる立場にある役員や従業員を含めることを検討すべきである。

（v）市場の魅力向上に向けた取引所の取組み

東証からの要請に対し、中長期的な企業価値向上に向けた取組みを開示し実行する企業が増加している一方で、プライム市場の上場企業のうち約半数の企業が開示を行っていない状況にある。東証は、上場企業の企業価値の向上に向けた取組みがより拡大し、それぞれの上場企業で実質的な取組みが行われるよう、継続的なフォローアップを行うべきである。

プライム市場については、グローバルな投資家との建設的な対話を中心に据えた企業向けの市場であるという本来の趣旨に鑑み、引き続きその趣旨に沿う企業が上場する場となるような取組みを進めるべきである。

グロース市場については、企業が上場後も成長を加速していくための場となるよう、東証は、個人投資家や機関投資家との対話の促進など様々な観点から、前述のグロース市場の中長期的な機能強化に向けた上場維持基準等についての検討を含め、市場の機能向上に向け議論を進めていくべきである。

経過措置については、引き続き、円滑な終了に向けて、東証において、経過措置適用企業の改善計画の進捗状況をフォローアップしつつ、必要な対応を行っていくべきである。

投資単位の引下げについては、東証の働きかけを受け、株式分割を行った上場企業も多いが、株価上昇の影響等もあり、依然として投資単位が高い上場企業が存在している。東証は、引き続き、投資単位が50万円未満となるよう投資単位が高い上場企業に対応を促すとともに、より少額で投資できる方策について市場関係者とともに検討を進めるべきである。

指数については、各市場のコンセプトや、PBR や ESG 等の世の中の課題・ニーズに対応する指数の普及をしっかりと進めていくことが重要である。また、TOPIX の見直しについては、現在行われている見直し終了後も、日本取引所グループにおいて、マーケット・ベンチマークとしての連続性の確保に留意しつつ、より効率的な運用に資するよう投資機能性の向上に向けた検討を進めるべきである。

(vi) 対外情報発信・コミュニケーションの強化

上述の取組みを含め、資産運用立国の実現に向けた施策を、内外の関係事業者や投資家のニーズに沿った形で進めるとともに、日本市場の魅力等に関する情報発信を行っていくことが重要である。

こうした観点から、昨年（2023年）に続き2回目となる「Japan Weeks」の開催（本年9月下旬～10月上旬）等を通じ、対外情報発信を更に強化すべきである。また、関係事業者や投資家等と連携しつつ、「資産運用フォーラム」を立ち上げ、資産運用業の改革に関する内外の関係事業者等とのコミュニケーションを強化すべきである。

3-2. 金融リテラシー向上に向けた取組み

① これまでの取組みと成果

国民の金融リテラシーの向上を通じ、国民がそれぞれのライフプランに合った金融商品やサービスを適切に選択できるようになるため、金融経済教育の推進は非常に重要な政策課題である。本調査会では、これまでも、こうした政策課題を推し進めていくべく、前述の資産所得倍増・金融市場 PT において提言を行ってきた。

その後、昨年（2023 年）11 月に「金融商品取引法等の一部を改正する法律」が成立し、政府においては、同法に盛り込まれた金融経済教育推進機構（以下「機構（J-FLEC）」という。）の設立準備が進められ、本年 4 月に機構（J-FLEC）が設立された。この間、本 PT では、機構（J-FLEC）の設立を間近に控えた本年 3 月、これまでの各教育主体の重複を解消しつつ、地域間格差を生まないよう国全体に広く金融経済教育に係る取組みを抜本的に拡充していくとともに、長期・積立・分散投資の意義や金融トラブルの未然防止及び金融トラブルへの対応策等も含めた広範な内容の教育を進めていくとの観点に立ち、教育内容や教育活動の進め方に関して、提言を行った（別添 4 参照）。

② 今後に向けて

本年 8 月の本格稼働を予定する機構（J-FLEC）が、国全体として中立的な立場から教育活動を全国的に実施することを実現すべく、好スタートを切ることがまずは重要である。政府においては、前述の提言（別添 4 参照）に沿って、着実に歩みを進めてもらいたい。特に、国民の安定的な資産形成を実現するためには、自らの資産状況やライフプラン等を踏まえつつ、相場の下落等の市場変動が進む中であっても、積立・分散投資を止めることなく、長期間継続することが重要である旨を、しっかりと普及・啓発してもらいたい。また、金融業界の諸団体においても、引き続き、積極的な貢献をすべきである。

4. 金融イノベーション加速化PT

4-1. 資金決済システムを巡る動向

① これまでの取組みと成果

銀行間の決済ネットワークである全国銀行データ通信システム（以下「全銀システム」という。）は、国内唯一の資金決済法上の資金清算機関として、我が国資金決済システムの中核を担う重要な役割を果たしている。昨年（2023年）10月、この全銀システムで顧客への影響が及ぶ初の大規模障害が発生した。本PTでは、障害発生後からの政府における一連の行政対応の進展を受け、再発防止策の内容を含め、運営会社の全国銀行資金決済ネットワーク（以下「全銀ネット」という。）及びシステムベンダーのNTTデータからヒアリングを行うとともに、その後の進捗状況についても確認してきた。

一方で、全銀システムについては、高度化・効率化に向けた取組みとして2027年の更改期限を見据えた次期全銀システムの設計・開発や、金融機関の接続負担軽減等の観点からAPIを活用した接続方法への移行に向けた取組みが進められている。また、一昨年（2022年）に、小口決済の「ことら送金サービス」が開始され、利用可能な金融機関数が288先（本年4月時点）まで拡大している。更に一昨年（2022年）は、資金移動業者への全銀システムの参加資格が拡大された。これらの状況について、本PTとしてもフォローした。

② 今後に向けて

昨年（2023年）10月の全銀システムの障害に関しては、全銀ネット等が再発防止策を着実に実施し、こうした事態を繰り返さないことが重要である。現行の全銀システムが2027年に更改期限を迎えることから、全銀ネット等においては、先般の障害で得た教訓を踏まえ、次期全銀システムの設計・開発に向け、安心・安全の確保と利用者利便の向上の両立を図り、資金決済の高度化・効率化を着実に推進することを求めたい。その際、様々な事態に応じた緊急時の決済システムのバックアップ等の観点も考慮することが重要である。これらの点も踏まえつつ、政府においても、全銀ネットや金融機関等による取組みへの適切なフォローを求めたい。

更に昨年（2023年）10月に開始したインボイス制度を契機として、請求・決済プロセスのデジタル化に向けた機運が高まっているが、関係者においては、デジタルインボイスの標準仕様に対応する「DI-ZEDI」の普及を含め、利用促進に向けた取組みを進めていくべきである。また、企業間決済の効率化等の観点から、手形・小切手の2026年度までの全面的な電子化の目標に向けた取組みも進めていくべきである。引き続き、これらの高度化・効率化に向けた取組みを期待したい。

4-2. 金融サービスのデジタル化

① これまでの取組みと成果

本調査会では、これまでも金融業界におけるデジタル化の取組みを促すとともに、政府に対しては必要な環境整備等を進めることを提言してきた。

昨年（2023年）は、G7議長国として暗号資産・ステーブルコインに関する国際的な議論に貢献する中で、同年6月には改正資金決済法等が施行され、いわゆるステーブルコインの発行・流通に向けた道が開かれたほか、マネロン対策の観点から暗号資産等の取引経路を追跡するため、いわゆるトラベルルールが導入されるなど、世界をリードする形で制度整備が図られている。

また、金融庁の事務ガイドラインの改正により、トークンの暗号資産該当性に関する解釈が明確化されたほか、日本暗号資産取引業協会（JVCEA）において暗号資産の事前審査の合理化が図られるなど、運用面での改善が進められたことに加えて、一定の暗号資産について法人税の期末時価評価の対象外とする税制改正も行われるなどの進捗が見られる。更には、合同会社の形式でのDAOの組成をする際の実務上の支障となっていた社員権トークンに関する金商法上の規制について、投資者保護の観点を踏まえて規定された一定の要件を満たす場合には緩和がなされることとなった。

このほか、昨年（2023年）のキャッシュレス決済比率は39.3%^{（注）}と、政府目標である2025年の4割達成に向けて堅調に上昇しており、今後一段とキャッシュレス化が進展していくことが想定される。そうした進展の中で、個人利用者のみならず、決済サービスを導入する事業者や資金移動サービスを利用するスタートアップ等にとっても、一定の経済性を備えた真に利便性の高いサービスが、決済事業者により提供されていくことが求められる。

また、キャッシュレス化が進展する中で、商店街の小規模事業者等においては、キャッシュレス決済の導入に関し、手数料や入金までの期間の長さなどに課題を抱えていることにも目を配る必要がある。

（注）政府目標として経済産業省が毎年公表しているものであり、民間最終消費支出に占めるクレジットカードや電子マネー等の支払額の比率。他のキャッシュレス決済比率としては、例えば、全国銀行協会が公表している、個人給与受取口座等からの払出しに占める口座振替・振込の比率があり、足下の同比率は60.6%（2023年上半期）。

② 今後に向けて

本調査会としては、事業者において更なる利用者の利便性の向上と安心・安全の確保を両立する取組みが行われることを期待したい。その中では、デジタル化など新しい様々な技術を適切に取り入れ、金融サービスのイノベーションが活発となることも期待したい。他方で、サービスをデジタル化させるためには、技術等の安全面のみならず、消費電力などエネルギーの問題にも配慮した対応が求められる。デジタル技術の活用可能性と課題の観点に留意しつつ、バランスの取れた発展を目指す必要がある。

また、新たな金融サービスの創出・普及に当たっては、利用者利便に加え、利用者保護や金融システムの安定の確保が重要である。本調査会においては、そうした観点から、新たな動向に対しては、既存の金融制度との関係も含む丁寧な議論を進めていく。その際には、必要に応じ、デジタル社会推進本部等との連携も視野に入れ、対応に当たりたい。政府においては、技術進歩との並走が求められる時代の中で、利用者及び事業者の声に丁寧に耳を傾け、必要に応じて制度整備を行うなど、適切な対応を求めたい。

4-3. 中央銀行デジタル通貨（CBDC）に関する検討状況

① これまでの取組みと成果

中央銀行デジタル通貨（CBDC：Central Bank Digital Currency）については、本調査会として2020年に「政府・日銀は一体となって、CBDCについて、より具体的な検討を直ちに開始すべき」との提言を行うなど、累次にわたって提言を実施するとともに、ヒアリングや議論を精力的に行ってきた。

こうした中、日本銀行は、2020年10月に公表したCBDCに関する取組方針に沿って、2021年度から2022年度にかけて概念実証（フェーズ1・フェーズ2）を実施し、CBDCの基本機能に関する検証を行ったほか、保有額や取引額の制限、ユーザーによる送金指図の予約、複数口座の提供といった周辺機能の技術的な実現可能性・課題の検証を行った。昨年（2023年）4月からはパイロット実験を開始しており、実験用システムを構築し、エンドツーエンドでの処理フローの確認や外部システムとの接続に向けた課題・対応策の検討を行うこととしている。また、CBDCフォーラムにおいて、民間事業者の有用な知見や技術を活用するため、①CBDCシステムと外部インフラ・システム等との接続、②追加サービスとCBDCエコシステム、③KYCとユーザー認証・認可、④新たなテクノロジーとCBDC、⑤ユーザーデバイスとUI/UXなど、幅広いテーマについて、リテール決済に関わる民間事業者との間で議論・検討を行っている。同時に、日本銀行と財務省・金融庁、民間事業者で構成されている連絡協議会などの場を通じて、定期的な情報共有や意見交換がなされている。

政府においては、昨年（2023年）4月に、財務省において「CBDC（中央銀行デジタル通貨）に関する有識者会議」を開催し、制度設計の大枠の整理に向けた考え方について、同年12月に有識者の議論の取りまとめを行った。更に、財務省にとどまらず、政府全体・日本銀行として制度設計の大枠の整理を行っていくべく、本年1月に「CBDC（中央銀行デジタル通貨）に関する関係府省庁・日本銀行連絡会議」を設置し、関係府省庁の所管行政において生じる課題を整理しつつ、同年4月に「中間整理」を行ったところである。

諸外国の動向を見ると、米国ではFRBが昨年（2022年）1月にCBDCに関するディスカッションペーパーを公表したほか、同年9月には財務省が報告書を公表し、省庁横断的な作業部会における検討の推進が提言されている。また、欧州（ユーロ圏）では、ECBが昨年（2023年）11月に、2年間にわたるデジタルユーロに関する「調査フェーズ」を終えて、更なる実証実験の実施やルールブックの策定に向けて、「準備フェーズ」へと移行したほか、欧州委員会は同年6月にデジタルユーロに関する規則案を公表している。一方、中国では、対象地域を拡大しつつ、デジタル人民元のパイロット実験を実施しているところである。

なお、BISは本年4月に、クロスボーダー決済のための新しいインフラに関する実験プロジェクト（「プロジェクト・アゴラ」）の実施を公表し、日本銀行も同プロジェクトに参加しているところである。本取組みは、一般利用型CBDCと直接関係するものではないが、外為取引の決済や海外送金などを安全かつ効率的に行うことを目指すものである。本調査会としても、こうした新しい決済インフラのあり方を引き続きフォローし、議論を深めていく。

② 今後に向けて

CBDCについては、今後とも、民間事業者との連携や決済システムの高度化、緊急時における民間決済システムのバックアップ等の観点から、米国や欧州などの諸外国の検討状況を踏まえつつ、政府・日本銀行が一体となって丁寧に検討を行い、準備を整えていくべきである。その際、国民にわかりやすく説明を行っていくとともに、民間事業者など幅広いステークホルダーの意見を踏まえて議論を積み上げていくことも求められる。

日本銀行においては、CBDC フォーラムにおける民間事業者との議論・検討や実験用システムの構築・検証に引き続き取り組むなど、パイロット実験を通じ、技術面を中心とした検討を着実に進めるべきである。その際、連絡協議会などの場を活用して、その進捗状況等について、関係者と定期的に情報共有・意見交換を行っていくべきである。また、ホールセール型も含めて幅広い観点から検討を進めていくべきである。

政府においては、日本銀行と連携し、「CBDC（中央銀行デジタル通貨）に関する関係府省庁・日本銀行連絡会議」において、諸外国の動向や日本銀行の実証実験の進捗等を見つつ、有識者会議の意見も聞きながら、本年4月の「中間整理」において示された関係府省庁における行政上の課題等について検討を深め、制度設計の大枠の整理を行うべきである。制度設計の大枠の整理においては、民間事業者と日本銀行の役割分担のあり方（垂直的共存）、CBDC と他の決済手段との役割分担のあり方（水平的共存）、セキュリティの確保と利用者情報の取扱い、法令面の対応などの主要論点について、基本的な考え方や考えられる選択肢等を明らかにすべきである。その後、我が国の実情や利用者のニーズに合ったものとなるよう、更なる具体化や必要な見直しに不断に取り組みつつ、発行の実現可能性や法制面の検討を進めるべきである。

本調査会においても、引き続き、政府・日本銀行の検討状況を把握し、戦略的な議論を進めていく。

【参考】開催実績①（2023年6月～2023年10月）

<調査会本体>

2023年8月23日（水） 資金繰り状況等についてのヒアリング（飲食、宿泊）

- ・日本飲食団体連合会
- ・全国生活衛生同業組合中央会
- ・全国飲食業生活衛生同業組合連合会
- ・全国料理業生活衛生同業組合連合会
- ・全国すし商生活衛生同業組合連合会
- ・全国麺類生活衛生同業組合連合会
- ・全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会
- ・日本旅館協会
- ・全国ハイヤー・タクシー連合会
- ・日本バス協会

事業者支援の更なる徹底に向けた申入れ（案）

2023年10月10日（火） 総合経済対策（案）について
[財務金融部会との合同
会議]

<企業会計に関する小委員会>

2023年6月2日（金） 会計監査の質・量の向上について

- ・松井 隆幸 公認会計士・監査審査会会長
- ・日本公認会計士協会

2023年6月9日（金） 企業監査の質・量の向上について
（グローバルネットワーク、企業開示に関する取組み）

- ・長岡 隆 監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）議長
／公認会計士・監査審査会事務局長
- ・片倉 正美 EY新日本有限責任監査法人理事長
- ・住友化学株式会社

2023年6月16日（金） 企業監査の質・量の向上について（人材育成・能力開発）

- ・日本公認会計士協会
- ・手塚 正彦 会計教育研修機構理事長
- ・清水 孝 会計大学院協会理事長
／早稲田大学商学学院大学院会計研究科教授

2023年7月28日（金） 1. ASEANにおけるモバイル決済クロスボーダー送金の進展等
[資産所得倍増・金融 について（片山調査会長タイ・シンガポール視察報告）
市場PTとの合同会議] 2. 東京証券取引所からのヒアリング

2023年9月6日（水） Web3企業の会計監査における新たなガイドラインについて
[デジタル社会推進本 部web3PTとの合同会 議]

- ・日本暗号資産ビジネス協会
- ・公認会計士協会

<資産所得倍増・金融市場PT>

- 2023年6月1日（木） スタートアップ支援（非上場株式関連）について
事業者ヒアリング：株式会社 FUNDINNO
- 2023年7月28日（金） 1. ASEANにおけるモバイル決済クロスボーダー送金の進展等
[企業会計に関する小 について（片山調査会長タイ・シンガポール視察報告）
委員会との合同会議] 2. 東京証券取引所からのヒアリング
- 2023年7月28日（金） 資産運用立国プロジェクト
「幹部打合会」
- 2023年9月11日（月） スタートアップ成長支援（金融関連）について
・スタートアップ成長を促す資本市場の機能強化（金融庁）
・グロース市場の機能発揮【仮称】（日本取引所グループ）

【参考】開催実績②（2023年11月～2024年5月）

<調査会本体>

2023年11月1日（木） [役員会]	今後の進め方について ※金融庁より総合経済対策について説明
2023年11月14日（火） [財務金融部会との合同会議]	令和5年度補正予算案（財務金融部会関係）について 財務省・金融庁より説明
2023年11月20日（月） [財務金融部会・資産運用立国PTとの合同会議]	(1) 資産運用立国の政策プランに係る検討状況 ・金融庁、内閣官房からの説明 ・有識者ヒアリング 大原 啓一 日本資産運用基盤グループ代表取締役 野手 弘一 三井住友銀行企業年金基金 常務理事兼運用執行理事 (2) その他 ①保険監督者国際機構（IAIS）議長就任報告 ②金融行政の体制充実に向けた申入れ案
2023年12月19日（火） [財務金融部会との合同会議]	(1) 令和6年度財務金融部会関係税制改正要望の結果報告 (2) 令和6年度財務金融部会関係予算の検討状況について
2023年12月20日（水）	事業者支援に係る金融機関等の取組状況について ・財務省、金融庁 ・川本恭治 城南信用金庫理事長 ・柳沢祥二 大東京信用組合会長 ・山田晃久 全国サービサー協会理事長
2023年12月20日（水） [財務金融部会との合同会議]	事業性に着目した融資の推進に関する業務の基本方針について
2024年1月16日（火） [幹部会]	令和6年能登半島地震への対応について
2024年2月13日（火） [財務金融部会との合同会議]	・金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律案（概要審査） ・事業性融資の推進等に関する法律案（仮称）（概要審査）
2024年3月5日（火） [財務金融部会との合同会議]	・金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律案【条文審査】 ・事業性融資の推進等に関する法律案（仮称）【条文審査】 ・国民の安定的な資産形成の支援に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針（案）
2024年3月5日（火）	・新たな段階の事業者支援の推進に関する提言（案）
2024年3月12日（火） [資産運用立国PTとの合同会議]	金融経済教育推進機構の設立に向けた取り組み状況について ・金融庁 ・日本商工会議所

- 2024年3月15日（金） 1. 金融経済教育推進機構の設立に向けた提言（案）について
[資産運用立国PTとの合同会議] 2. 資産運用立国の取組み状況について
- 2024年3月29日（金） 3月18、19日の金融政策決定会合の結果について
[内閣第二部会との合同会議]
- 2024年4月10日（水） SNSにおけるなりすましアカウント対策について
[消費者問題調査会・情報通信戦略調査会・デジタル社会推進本部との合同勉強会] （投資勧誘詐欺等の事案と対策について）
- 2024年4月25日（木） （1）資金決済・情報システムにおけるデータの保全等について
[金融イノベーション加速化PTとの合同会議] 森本 典繁 日本アイ・ビー・エム株式会社
副社長執行役員最高技術責任者
（2）商店街店舗におけるキャッシュレスの活用と課題について
山田 昇 全国商店街振興組合連合会理事長
（墨田区商店街振興組合連合会理事長）
加戸慎太郎 全国商店街振興組合連合会副理事長・専務理事
（松山市商店街連盟会長）
PayPay株式会社
- 2024年5月9日（木） 損害保険業界を巡る昨今の事案を踏まえた対応について
・金融庁
・一般社団法人日本損害保険協会
- 2024年5月16日（木） 提言案について
[幹部会]
- 2024年5月22日（水） 提言案について

<企業会計に関する小委員会>

- 2023年12月6日（水） 四半期開示の見直しについて
・金融庁
・株式会社東京証券取引所
- 2024年1月26日（金） （1）プライム市場における英文開示拡張の議論状況について（東京証券取引所からヒアリング）
（2）ISSBにおけるアジェンダ・コンサルテーションの議論状況について（金融庁から報告）
- 2024年3月6日（水） サステナビリティ情報の開示について
・金融庁からの説明
・川西 安喜 サステナビリティ基準委員会委員長
- 2024年3月21日（木） ①サステナビリティ開示の方向性について
②有価証券報告書における女性活躍に関する開示の状況
・あずさ監査法人

- ・ビューローベリタスジャパン株式会社
- ・公益財団法人日本適合性認定協会

2024年4月17日（水） コーポレートガバナンス改革について
 金融庁
 東京証券取引所
 上田亮子 京都大学経営管理大学院客員教授

<資産運用立国PT>

2023年11月7日（火） 資産運用立国の実現に向けた取組みについて
 ・金融庁、内閣官房からの説明
 ・有識者ヒアリング
 大場 昭義 日本投資顧問業協会会長

2023年11月20日（月） (1) 資産運用立国の政策プランに係る検討状況
 [財務金融部会・金融調査会本体との合同会議]
 ・金融庁、内閣官房からの説明
 ・有識者ヒアリング
 大原 啓一 日本資産運用基盤グループ代表取締役
 野手 弘一 三井住友銀行企業年金基金 常務理事兼
 運用執行理事
 (2) その他
 ①保険監督者国際機構（IAIS）議長就任報告
 ②金融行政の体制充実に向けた申入れ案

2023年12月11日（月） 前回ご指摘事項について

2024年3月12日（火） 金融経済教育推進機構の設立に向けた取り組み状況について
 [金融調査会本体との合同会議]
 ・金融庁
 ・日本商工会議所

2024年3月15日（金） 1. 金融経済教育推進機構の設立に向けた提言（案）について
 [金融調査会本体との合同会議] 2. 資産運用立国の取組み状況について

2024年4月4日（木） 市場の魅力向上に向けた取引所の取組み
 日本取引所グループからヒアリング

2024年4月16日（火） 非上場株式の流通活性化、金融・資産運用特区について
 ・金融庁
 ・Nstock株式会社
 ・日本ニュービジネス協議会連合会
 ・福岡市
 ・札幌市

2024年5月7日（火） アセットオーナーの機能強化、資産運用業の改革について
 （ヒアリング）
 内閣官房新しい資本主義実現本部事務局
 ブラックロック・ジャパン株式会社
 日本生命保険相互会社

<金融イノベーション加速化PT>

- 2023年11月13日（月） 中央銀行デジタル通貨（CBDC）に関する検討状況について
（財務省・日本銀行より説明）
- 2023年12月19日（火） 全国銀行データ通信システム（全銀システム）障害について
・金融庁からの説明
・全国銀行資金決済ネットワーク、NTTデータからヒアリング
- 2024年3月14日（木） 金融イノベーションの取組みについて
・金融庁（暗号資産・ステーブルコイン等に関する取組み状況について）
・一般社団法人 日本暗号資産取引業協会（web3/暗号資産市場の現状について）
・SBIホールディングス株式会社（ステーブルコインについて）
・株式会社DeFimans（DeFiについて）
- 2024年4月5日（金） （1）中央銀行デジタル通貨 CBDC に関する検討状況について
（2）資金決済システムを巡る最近の動向について
- 2024年4月25日（木） （1）資金決済・情報システムにおけるデータの保全等について
[金融調査会との合同会議]
森本 典繁 日本アイ・ビー・エム株式会社
副社長執行役員最高技術責任者
（2）商店街店舗におけるキャッシュレスの活用と課題について
山田 昇 全国商店街振興組合連合会理事長
（墨田区商店街振興組合連合会理事長）
加戸慎太郎 全国商店街振興組合連合会副理事長・専務理事
（松山市商店街連盟会長）
PayPay 株式会社

事業者支援の更なる徹底に向けた申入れ

令和5年8月23日
自由民主党政務調査会
金融調査会

【足許の状況】

- 本調査会では、政府に対し、新型コロナウイルス感染症や原材料・エネルギー価格の高騰等により厳しい環境に置かれた事業者への支援に全力を挙げて取り組むべきであることを累次にわたって提言¹してきた。
- 政府においては、各種支援制度を措置するとともに、これら支援制度や債務減免を含む支援事例を地域金融機関等の現場の第一線まで浸透させるための説明会を全国で開催してきた。

《事業者支援策に関する全国説明会》

開催時期：令和5年4月～6月

開催場所：全国12都市（札幌、仙台、東京、さいたま、名古屋、金沢、大阪、広島、高松、福岡、熊本、那覇）

参加者：民間金融機関（地銀・信金・信組・主要行）、政府系金融機関（日本公庫、商工中金等）、地方自治体、認定支援機関（税理士や弁護士等）、信用保証協会、中小企業活性化協議会、よろず支援拠点、商工会議所、商工会など

- こうした取組みにより、例えばコロナ借換保証制度は約1.8兆円（約7万件）（8月時点）、公庫のコロナ資本性劣後ローンは約1.1兆円（約9千件）（7月末時点）の利用実績となるなど、活用が進んでいる。
- このように、事業者支援のための政府の取組みは着実に進展している一方で、足元でも業況が厳しい事業者は依然として存在しており、本調査会がヒアリングを行った旅館業・飲食業・公共交通の事業者からは、
 - ・「コロナ禍による債務超過や三期連続赤字が続く事業者が、金融機関から追加の金融支援を受けることが困難である中で、体力を整えながらコロナからの脱却を進められるようにすべきである。このためには、本年9月に期限を迎えるコロナ資本性劣後ローンの延長は不可欠である。また、上限額や黒字転換後の金利水準など、条件面でも見直しを行ってほしい。」

¹ 「事業者に対する金融支援の強化に向けて～令和版事業者再生支援トータルプラン～」(令和4年5月10日)、「事業者に対する金融支援の更なるセーフティネット強化に向けた緊急決議」(令和4年10月25日)、「事業者支援に関する決議」(令和5年3月15日)

- ・「ゼロゼロ融資の借換などについて、金融機関の担当者に相談しても、政府の支援策への現場の理解が不十分で、売上が増加したことだけを理由に、借換に応じてくれないことがある。また、コロナ借換保証の利用時には、条件を充足するための手続き上の支援にもしっかり取り組んでほしい。」
- ・「社会保険料などの租税公課は、コロナ禍において特例的に猶予してもらっていたが、特例措置終了後に猶予されていた分を一括で徴収された。一括徴収するのではなく、更なる猶予か、せめて分割納付を認めてもらえないと、キャッシュフローがさらに厳しいものとなる。」

等の声が聞かれたところであり、こうした声に丁寧に耳を傾けながら、事業者支援の更なる徹底を図る必要がある。

【事業者支援の更なる徹底】

- 政府においては、ゼロゼロ融資の返済開始が本格化していることに加え、上記事業者の声をしっかりと踏まえ、事業者のキャッシュフロー全体を十分に意識した資金繰り支援が行われるよう、関係省庁と緊密に連携して取り組むべき。また、資金繰り支援は勿論のこと、今後より一層重要となってくる事業者の実情に応じた経営改善・事業転換・再構築支援、資本基盤の強化、債務減免を含めた事業再生支援等に全力を挙げて取り組むべき。
- 本年9月末に期限を迎える日本政策金融公庫の資本金劣後ローンについては、債務の増大した事業者の資本基盤の強化を図り、日本政策金融公庫のコロナ融資の借換えや追加融資を可能とする手段として今後も重要であることから、期限を延長して継続するなどの方策を検討すべき。
- 経営改善・事業再生などの事業者支援の取組状況等を点検するため、現在、金融機関に対する集中ヒアリングを実施しているが、当該ヒアリングを通じて把握した課題については、その課題に応じ、例えば都道府県単位でも各種支援制度の更なる周知・徹底を図るなど、きめ細かくフォローアップを行うべき。
- また、中小企業の事業再生等に関するガイドラインにおいて、再生計画等の検証役を担う第三者支援専門家（弁護士等）は、東京・大阪に偏在している。今後、地方における再生人材を育成・拡充していくためにも、例えば、第三者支援専門家補佐人の選定要件を緩和するなど、同ガイドラインの運用を改善すべき。また、同ガイドラインの活用をより一層促すため、その活用事例を取りまとめ公表すべき。

新たな段階の事業者支援の推進に関する提言

令和6年3月5日
自由民主党政務調査会
金融調査会

【現状認識】

- 昨年5月より、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類感染症に移行したことを受け、社会経済活動の正常化が進みつつある中、官民金融機関による実質無利子・無担保融資（ゼロゼロ融資）の返済が本格化している。
- 政府が昨年実施した金融機関に対する事業者支援に関する重点的なヒアリングにおいて、約8割の事業者がゼロゼロ融資を完済又は約定通り返済していることが確認された一方で、民間調査結果²では2023年の倒産件数は2019年以来4年振りに8千件台となるなど、物価高騰や人手不足の影響等により、依然として厳しい状況に置かれている事業者が数多く存在している。こうした中、2022年度の中小企業活性化協議会への相談件数は過去最高の6,409件³となるなど、資金繰り支援にとどまらない、経営改善・事業再生等に向けた支援ニーズが高まっている。
- こうした状況のもと、事業者支援を徹底する観点からは、事業者の資金繰り支援にとどまることなく、一步先を見据えて、事業者の実情に応じた経営改善支援や事業再生支援等に取り組む新しい段階へと移行していく必要がある。
- また、こうした課題が残されている中で発生した能登半島地震により甚大な被害を受けた事業者に対しては、その生業（なりわい）の可能な限り早期の復興・再建を支援することが喫緊の課題となっている。

² 東京商工リサーチ「全国企業倒産状況」（2024年1月）

³ 中小企業庁「中小企業活性化協議会の活動状況について ～2022年度活動状況分析～」（2023年7月）

【足許の取組み】

- 本調査会が昨年8月に政府に対して行った「事業者支援の更なる徹底に向けた申入れ」を受け、政府においては、日本政策金融公庫等の資本性劣後ローンの限度額を上げる（10億円→15億円）とともに、本年3月末まで期限を延長したほか、運用見直し⁴を行った。
- また、事業者支援に関する重点的なヒアリングを実施し、その結果も踏まえ、問題を先送りせず、金融機関による経営改善・事業再生支援の一層の推進を図る観点から、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の改正を行った。
- 更に、中小企業の事業再生等に関するガイドラインの活用をより一層促すため、第三者支援専門家補佐人の選定要件の緩和といった運用改善や、同ガイドラインの活用事例の公表を行った。

【事業者支援の更なる徹底】

〔能登半島地震で被災した事業者等に対する復興・再建支援〕

- 政府においては、今後、能登半島地震への対応が復旧から復興・再建フェーズに移行する中で、金融支援の必要性・重要性がより一層高まることを十分に踏まえながら、喫緊の課題である被災した事業者の復興・再建支援に万全を期すべき。
- 先ずは、いわゆる二重債務問題にしっかりと対応するため、地域経済活性化支援機構（REVIC）や中小企業基盤整備機構が、石川県や地域金融機関等と共同で可能な限り早期に100億円規模の官民ファンドを組成し、当該官民ファンドを活用した既往債務に係る債権買取や出資により、官民一体で被災事業者の支援を徹底すべき。その際、東日本大震災事業者再生支援機構等の例を参考にしつつ、例えば、支援対象を事業規模及び業種に関わらず震災の影響を受けた事業者全般とすることや、支援期間を最長10～15年間とすること、こうした支援対象・支援期間を前提とした支援・債権買取基準とすること等について検討

⁴ 4年目以降の適用金利について、直近決算が黒字であっても金利負担により実態上赤字となる場合は、直近決算期後1年間赤字金利（0.5%）を適用する。

すべき。

- また、住宅ローン等の個人の二重債務問題への対応についても、自然災害債務整理ガイドラインの周知・広報や当該手続費用等の補助をしっかりと行うべき。

〔経営改善・事業再生支援の強化〕

- 民間ゼロゼロ融資の返済開始の最後のピークが本年4月に迫る中、コロナ禍で過剰債務を負担することとなった事業者のソフトランディングを徹底するためには、事業者支援のあり方も、一歩先を見据えて、事業者の実情に応じた経営改善・事業再生支援に取り組む新しい段階へ移行していく必要がある。そのため、政府においては、関係省庁間で連携し、適切な価格転嫁等を通じた好循環の創出の観点も踏まえながら、金融機関による経営改善・事業再生支援の強化に向けて、以下に取り組むべき。その際、これまでに本調査会が繰り返し提言してきたとおり、地域を支える事業者の資金繰りにも最大限留意すべき。
 - ① 官民金融機関一体となり、これまで措置されてきた支援ツールを最大限活用し、民間ゼロゼロ融資の返済開始の最後のピーク（本年4月）における資金繰り支援に万全を期すべき。
 - ② 監督指針の改正を踏まえ、金融機関に対して、日常的・継続的な関係強化を通じた事業者の予兆管理と認識共有（プッシュ型での情報提供）や、メイン・非メインに関わらず金融機関自身の経営資源の状況を踏まえた対応等を促すべき。
 - ③ 事業者の抱える課題の解決を先送りせず、金融機関が一歩先を見据えて、事業者に対して早め早めの対応を促していく観点から、事業者が早期に経営再建計画等の策定ができるよう、金融機関による計画策定支援の状況をフォローすべき。その際、事業者に計画策定を求めることを名目に、挑戦意欲のある事業者を切り捨てることとならないよう注視すべき。
 - ④ 事業者支援に関する重点的なヒアリングの結果も踏まえ、関係機関（官民金融機関、信用保証協会、商工団体、中小企業活性化協議会、よろず支援拠点、税理士等の認定支援機関等）の緊密な連携のもと、各地域における事業者支援態勢の構築・発展に向けて、関係者間で

事業者支援能力の向上に資する情報交換や意見交換、事例共有等の取組みが行われるよう一層促すべき。

- ⑤ 事業者支援態勢の地域格差を解消すべく、経営改善・事業再生支援に関心のある地方の専門家（弁護士・税理士・会計士等）を発掘し、金融機関・地方の専門家・知見のある専門家の連携強化を図るべき。また、REVICによる事業再生に関する実践的な研修を、地域金融機関の役職員向けに引き続き実施すべき。
- ⑥ 金融機関が、安易に経営者保証に依存しない融資慣行の確立のために積極的に行っている対応や、事業者のガバナンス改善を通じて経営者保証を解除することができた事例等を取りまとめ、横展開を図るべき。
- ⑦ 経営改善・事業再生を着実に進める観点から、事業者の社会保険料等の支払いを含む資金面での悩み事をきめ細かく把握するため、政府内に相談窓口を設置し、相談内容に応じて、関係省庁間で情報共有する等、必要な対応をすべき。

(以 上)

地域における金融行政実施の体制充実に向けた申入れ

令和5年11月20日
自由民主党政務調査会
財務金融部会
金融調査会

【足許の状況】

- 近年の行政課題は多岐にわたり、金融機関の健全性確保や利用者保護にとどまらず、貯蓄から投資への促進、事業者支援、気候変動や新たなテクノロジーへの対応、マネー・ローンダリング対策等、増々裾野が広がっている。
- また、我が国経済については、コロナ感染症の流行を脱し、本格的な経済回復・経済成長へと繋げるべく、全力で取り組む時機にあるものの、他方で、原材料価格等の高騰や円安、少子化や人手不足等により金融面で将来に不安を覚えている事業者や家計は多く存在している。家計の金融資産の状況については、2013年12月末において1,704兆円であるのに対し、2023年6月末時点で2,115兆円と増加している一方で、引き続き現預金が過半を占める状況にある。こうした状況を受け、政府においては、経済状況の変化に応じた金融行政のタイムリーな実施が求められている。
- 政府はこれまで家計の資金を成長投資につなげ、その恩恵を家計に及ぼす「成長と分配の好循環」の促進のため、資産所得倍増プランを推進してきたところであるが、道半ばである。政府は、金融経済教育や新しいNISAの普及、金融機関の顧客本位の業務運営の確保等に一層取り組み、資産運用立国を実現することが求められる。その際には、良質で適切な金融商品・金融サービスを幅広く国民に行き渡らせ、全国各地において成長と分配の好循環を実現させることが重要である。

【地域における金融行政実施の体制充実】

- 政府においては、全国各地において金融行政上の取組みが行きわたるよう、体制を充実すべきである。特に、資産運用立国の実現のための施策については、時機を逸すること無く、地域の関係者と連携して全国において取組みを進めることが必要である。このため、令和6年度の機構・定員において、金融庁及び財務局の体制を充実させるべきである。
- 政府は、上記体制の充実と合わせて、金融施策の実施に当たっては、地域へのヒアリングなどにより、各地の状況や課題を適時に把握し、各種施策の更なる周知・徹底を図る等、きめの細かい対応を行うべきである。

金融経済教育推進機構の設立に向けた提言
(金融調査会 資産運用立国PT)

令和6年3月19日
自由民主党政務調査会

1. 背景

- 昨年臨時国会において成立した「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）」に基づき、金融経済教育の推進を目的とする金融経済教育推進機構（以下、「機構」という。）が、本年4月に設立され、8月に本格稼働する予定である。
- 機構の設立に関しては、金融リテラシー向上の重要性に鑑み、「金融調査会 提言2023（令和5年5月18日）」においても、政府・日本銀行に加えて、金融業界を含む民間団体も積極的に貢献し、国全体として中立的な立場から教育活動を実施していく機構の設立及び速やかな業務運営の開始を実現すべきである旨を提言した。
- 機構の設立を間近に控える今、これまでの各教育主体の重複を解消しつつ、地域間格差を生まないよう国全体に広く金融経済教育に係る取組を抜本的に拡充していくとともに、金融トラブルの未然防止及び対応策等も含めた広範な内容の教育を進められるよう、以下2.に記載する点に留意した対応を進めることが重要である。
- なお、金融リテラシーの向上を図ることに加えて、2024年の公的年金の財政検証に併せたiDeCo制度や企業型DCの改革、金融事業者による顧客本位の業務運営の確保や、投資運用業・アセットオーナーシップの改革等を進め、インベストメントチェーンを効果的にまわすことにより、国民の安定的な資産形成の実現を図ることも重要な課題である。

2-1. 教育内容について

- 金融経済教育に取り組むにあたっては、家計管理や生活設計のほか、社会保障・税制度等の公的制度、資産形成、金融トラブルに関する内容も含めた広範な観点から、知識を習得し、適切な行動に向けた判断を自ら取るために必要な金融リテラシーの向上を目指すべきである。
- 資産形成の方法は「貯蓄」と「投資」に大別されるが、投資については余剰資金で行うなど、貯蓄と投資のバランスに留意しつつ、自らの

資産状況やライフプラン等に応じた適切な資産構成（ポートフォリオ）を作成することの重要性について、適切に教育すべきである。そのうえで、投資に伴うリスク軽減手法として「長期・積立・分散投資」が有効な選択肢の一つとなることを普及・啓発すべきである。

- 偽メールや偽サイトによるフィッシングや架空請求などに加え、SNS等による詐欺的な投資勧誘も広がりを見せるなど、金融トラブルが多種多様化している現状を踏まえ、最新のトラブル事例や、トラブルから事前に身を守るための情報、万が一トラブルに巻き込まれてしまった場合の対処方法等も身に付けられるよう、支援していくべきである。

2-2. 教育活動の進め方について

(1) 学校教育の支援

- 中学校の社会科と技術・家庭科、高等学校の公民科と家庭科における学習指導要領で、金融経済教育に関する記載が拡充されたことを踏まえ、学校や教員の支援を強化するとともに、民間のノウハウも活用し、ゲーム型教材の導入など、こども・若者を含む多くの国民が関心を持てるような効果的な教育方法を追求すべきである。
- 今後社会に出る大学生や専修学校生に向けても、若者が詐欺的な投資勧誘や悪質商法に関連した金融トラブルに巻き込まれないよう、金融や経済を学び得る経済学部生等に限らず、広く教育を受ける機会を提供すべきである。
- その上で、教育を受けた個々人が自らの金融リテラシー向上を実感できるような仕組み（検定等）の整備について検討すべきである。
- また、2027年～2028年頃に見込まれている次期学習指導要領における対応も含め、学校現場における金融経済教育の更なる充実に努めるべきである。
- 文部科学省等において推進している、学校と地域住民等が力を合わせて学校運営に取り組む「コミュニティ・スクール」とも連携しつつ、学校教育の支援を図るべきである。

(2) 社会人教育の充実・強化

- 金融経済教育の担い手が金融関係団体や金融機関では、金融商品の販売・勧誘が目的ではないかと疑われ、受け手から敬遠されるとの指摘が

ある。機構においては、中立的で顧客の立場に立った認定アドバイザーを活用するなど、その公的性格という強みを活かし、積極的な企業向け講師派遣や企業の人事・福利厚生担当者向けセミナーの開催等を通じて、企業における雇用者の資産形成支援を促していくべきである。

- その際、中小企業における人的リソース制約を踏まえ、中小企業を伴走型で支援する観点から、事業主と従業員個人の双方が公平・中立な立場からのアドバイスを求めて相談できる環境づくりに取り組むべきである。
- また、退職者や高齢者層向けには、生涯学習の充実の観点から、年金などの社会保険や税金の仕組みのほか、贈与・相続など、その年齢層に適した教育を届けられるよう、公民館や図書館等の地域コミュニティセンターとの連携を強化すべきである。

(3) 関係者間の相互連携

- 金融経済教育を全国において効果的かつ効率的に推進するためには、機構の認定アドバイザーだけでなく、学校現場、金融機関、その他の民間事業者など、適切に教育を実施できる担い手を増やしていくことが重要である。
- 機構においては、質の高い認定アドバイザーの数を増やしていく取組みを継続的に進めるとともに、関係省庁・地方部局、地方公共団体、教育機関、コミュニティ・スクール、経済団体、金融団体・金融機関、都道府県金融広報委員会等の関係者は、相互に連携を図りながら協力すべきである。
- こうした関係者間の相互連携を進めることにより、現在低位にとどまっている「金融経済教育を受けたと認識している人の割合」を米国並みの20%に引き上げることを目指すべきである。

(4) その他

- 機構が個別相談事業等を実施する中で、販売会社等の営業現場に関して得た利用者からの苦情等については、適切に金融庁に共有し、顧客本位の業務運営の確保に向けたモニタリングに活かされるべきである。

(以 上)